

令和4年7月 14日

三島市立小中学校 保護者様

三島市教育委員会

長期休業中の学習用タブレット端末の利用について（お知らせ）

日頃より三島市の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、三島市では、文部科学省の1人1台端末の持ち帰り推進の方針を受け、家庭学習においてタブレット端末を積極的に活用していただきたいと考えております。

については、長期休業期間においても、基本的に端末を各家庭に持ち帰り、家庭学習等に使用してまいります。

なお、学校では事前に情報モラル等も含めて、子供たちに使用方法等を指導してまいりますが、長期休業期間という特性から、下記について、各家庭で特に注意していただくようお願い申し上げます。

記

1 1人1台端末は、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、三島市が貸与するものです。LTEの通信料等をふくめ、市民の皆様の税金を使って貸与されていることをふまえて活用してください。

2 各家庭において、お子様と端末の利用についてよく話し合い、使用方法や使用時間等の約束を決めてください。なお、原則的なルールは、三島市ホームページQ&Aに掲載されているとおりです。ただし、健康を守るために、小学生は21時～6時、中学生は22時～6時の時間帯の利用はできるかぎり控えることを推奨しております。なお、上記の時間帯はwebフィルターが強化されています。また、YouTubeについては、終日閲覧不可の設定とします。



三島市版 GIGA
スクール構想
ホームページ

3 端末を紛失したり、不具合が生じたりした場合は、速やかにヘルプデスク（☎0120-02-8585）及び学校（閉庁期間中は学校教育課 ☎983-2671）に連絡してください。

4 家庭での使用に不安を感じる場合は、担任等に連絡し、使用方法について相談するようにしてください。

5 PTAや地区が主催する地域の行事等で使用する場合は、主催者が活用の目的を明確にし、大人の目の届く中で使用するように配慮してください。また、出先等で使用する場合も、保護者の責任・管理のもと使用するようにしてください。

6 三島市が貸与する端末では、教育の質の向上及びお子様の健康面等への配慮のために、通信量等の情報を取得しております。については、使用方法や通信量の状況によって、学校から個別に連絡する場合があります。なお、使用状況によって、使用を制限することもありますので、あらかじめご承知おきください。

問い合わせ先
担当 三島市教育委員会
学校教育課 星・相磯
電話 055-983-2671